

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-36)

別紙1

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進				担当部署名	大臣官房 環境経済課 大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境経済課長 奥山 祐矢 環境計画課長 秦 康之				
	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。											
施策の概要					政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。				目標設定の考え方・根拠	・国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 ・環境情報の提供の促進等による特定事業等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律		政策評価実施予定時期	平成30年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 環境産業の市場規模(兆円)	約91	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
2 環境産業の雇用規模(万人)	約216	18年度	増加傾向の維持	-	-	-	-	-	-	-	-	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。
3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率(%)	-	-	別紙のとおり							各主体のグリーン購入実施率が向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場が拡大され、環境ビジネスが促進されることとなるため。		
4 環境報告書公表企業割合(上場企業/非上場企業)(%)	約30/約12	13年度	80/30	30年度	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	80/30	-	環境報告書の作成・公表を通じて、自主的な環境配慮経営を促進し、経済のグリーン化が推進されるため。
5 エコアクション21(※)登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	7,241	23年度	9000	30年度	6,000	8,500	8,500	8,500	8,500	9,000	-	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。
6 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数(機関数)	177%	23年度	250	30年度	200	200	205	230	240	250	-	金融行動原則署名金融機関数の増加は、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会に資すると考えられるため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度								
(1) 国等におけるグリーン購入推進等経費(平成14年度)	45 (38)	60 (44)	60 (52)	54	3	<達成手段の概要> グリーン購入法に定められた基本方針等の改定検討を行う。また、グリーン購入法に関するブロックごとの説明会を行う。 <達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等のグリーン購入の理解の醸成を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体の環境物品等の調達に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体のグリーン購入実施率の向上に寄与する。					267	

(2) 製品対策推進経費 (平成13年度)	31 (27)	28 (27)	25 (21)	22	3	<p><達成手段の概要> 事業者、消費者にとって相互に有効な環境ラベル等の環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うとともに、全国各地でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進する。</p> <p><達成手段の目標> グリーン購入の普及啓発を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業者、消費者に環境情報や環境保全型製品・サービスに関する情報提供を行うことによって、民間におけるグリーン購入実施率の向上に寄与する。</p>	268
(3) 国等における環境配慮契約等推進経費 (平成20年度)	23 (23)	22 (22)	24 (20)	22	3	<p><達成手段の概要> 環境配慮契約法に定められる基本方針等の改定検討を行う。また、環境配慮契約に関するブロックごとの説明会を行う。</p> <p><達成手段の目標> 国等を始め、地方公共団体等の環境配慮契約の普及促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国等や地方公共団体の環境配慮契約の取組に対する共通の理解を醸成することによって、地方公共団体の環境配慮契約実施率の向上に寄与する。</p>	269
(4) 税制全体のグリーン化推進検討経費	27 (24)	26 (31)	26 (34)	26	1.2	<p><達成手段の概要> 地球温暖化対策のための税の導入によるCO2削減効果等に関する分析、更なる税制全体のグリーン化に向けた検討等、税制全体のグリーン化の推進に必要な調査検討を行う。</p> <p><達成手段の目標> 税制全体のグリーン化を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 税制という政策手法を通じ、環境負荷の抑制に向けた経済的インセンティブを働かせることで、環境に配慮した事業活動を推進する。</p>	270
(5) 企業行動推進費(平成14年度)	83 (74)	101 (98)	98 (96)	135	1,2,4,5,6	<p><達成手段の概要> エコアクション21を活用した中堅・中小企業による環境経営の普及促進、環境金融に関心がある金融機関が活動のコミットを行う「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の普及促進及び地域金融機関への環境金融の普及促進を行う。また、ICTを活用した環境情報開示基盤の整備や環境コミュニケーション促進のための各種事業の推進等を行う。</p> <p><達成手段の目標> 企業の環境配慮が促進される仕組みを構築し、環境負荷の低減と経済発展の両立を実現する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各施策により、環境経営・環境金融・環境報告を社会の仕組みとして根付かせることにより、企業や金融機関の自主的な環境配慮行動を後押しする。</p>	271
(6) 環境金融の拡大に向けた利子補給事業(平成19年度)	1,200 (1,200)	2,224 (1,382)	2,070 (1,422)	2,070	1,2	<p><達成手段の概要> ・環境配慮型融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3年以内にCO2排出を3%(又は5年以内に5%)以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。 ・環境リスク調査融資促進利子補給事業 金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況をモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。</p> <p><達成手段の目標> 環境配慮型融資及び環境リスク調査融資の普及・拡大を図るとともに、地球温暖化対策を促進していく。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 年利1%または1.5%を上限とする利子補給により、その何十倍もの温暖化対策投資を誘発することができ、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	015 【再掲】
(7) エコリース促進事業(平成23年度)	1,800 (1,745)	1,800 (1,787)	1,800 (1,761)	1,900	1,2,6	<p><達成手段の概要> 中小企業等が低炭素機器をリースにより導入した際に、リース料総額の3%から5%(東北三県及び熊本県に係るリース案件については10%)を指定リース事業者に助成を行い、機器利用者の負担するリース料を低減させる。</p> <p><達成手段の目標> 低炭素機器を取り扱うリース事業者の増加及び低炭素機器の普及を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素機器の導入を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。補助事業者の事務費を除く予算額18.3億円に対し、低炭素機器導入のリース料に対する例年の平均補助率は約4.9%であることから、低炭素機器の設備投資額約370億円の効果があると見込む。</p>	009 【再掲】

<p>グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業 (平成21年度)</p>	<p>199 (194)</p>	<p>199 (177)</p>	<p>199 (191)</p>	<p>183</p>	<p>1.2</p>	<p><達成手段の概要> 政策二一ズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査(環境短観)、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析等を実施する。 <達成手段の目標> グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会のグリーン化を実現・牽引していくための政策研究・調査を行うことにより、種々の環境政策のもとらず経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施するとともに、環境ビジネス市場の景況感・市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。</p>	<p>292</p>
<p>地域低炭素投資促進ファンド事業(平成25年度)</p>	<p>4,600 (4,600)</p>	<p>4,600 (4,600)</p>	<p>6,000 (6,000)</p>	<p>4,800</p>	<p>1.2.6</p>	<p><達成手段の概要> 一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトを「出資」により支援。地域金融機関等との連携をさらに強化して、地域貢献性の高い案件への手厚い支援等を図ることにより、民間資金の呼び水となる「地域低炭素投資促進ファンド」の出資を効果的に実施する。 <達成手段の目標> 民間資金による低炭素投融資の促進することで、地域での資金循環を円滑化すること。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 低炭素化プロジェクトを「出資」により支援することで、環境産業の市場及び雇用規模の拡大に寄与する。</p>	<p>014 【再掲】</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>8,008 (7,925)</p>	<p>9,060 (8,168)</p>	<p>10,302 (9,597)</p>	<p>9,212</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>-</p>	

3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
										25年度	26年度
地方公共団体	-	-	100%	H27年度	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0
					82.5	69.0※	68.4	67.3	/	/	/
上場企業	-	-	50%	H27年度	-	-	-	-	80.0	80.0	80.0
					80.3	76.7	66.6	調査中	/	/	/
非上場企業	-	-	30%	H27年度	-	-	-	-	60.0	60.0	60.0
					56.3	54.1	54.5	調査中	/	/	/

※平成26年度より地方公共団体におけるグリーン購入実施率の定義を変更している。

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省28—⑳)

別紙1

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進				担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	環境計画課長 秦 康之					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上							
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。				目標設定の考え方・根拠	地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は地方公共団体実行計画を策定することとされている。	政策評価実施予定時期	平成30年8月					
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		42年度	
1 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県、指定都市、中核市(施行時特例市含む。)は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定をするものと定められているため
2 地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率 ※括弧内の数字は、地球温暖化対策計画の策定前の国の方針に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率	-	一年度	100%	42年度	-	-	-	-	-	-	-	100%	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、国が定める地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成29年 行政事業レビュー 事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	42年度		
(1) 地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業 (平成26年度)	82 (59)	82 (25)	110 (85)	332	1,2	<達成手段の概要> ・地方公共団体における実行計画の策定状況等を調査・分析・フィードバックを行う。 ・実行計画における温室効果ガス排出量推計に関する情報を収集・分析し、実態に即した推計手法等を検討する。 ・実行計画のPDCAに係る支援モデルを検討し、地方公共団体において実証を行う等PDCA体制の構築・強化体制の支援を行う。 ・実行計画策定・実施マニュアル説明会等の開催や同マニュアルに追加する別冊等の作成を検討する。 <達成手段の目標> 施行状況調査結果を分析・評価して、地方公共団体にフィードバックするとともに、地方公共団体職員を対象とした集中講座や改定された地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルにより、地方公共団体実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識(調整・技術・交渉・法体系・金融等)を効率的・効果的に習得させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定等により、国の地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・見直しを促進し、もって同計画の策定率の向上と地域における実効性の高い温室効果ガス削減の対策施策を推進。						0016 【再掲】	
(2) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (経済産業省連携事業) (平成28年度)	-	-	6,000 (2,199)	8,000	2	<達成手段の概要> 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている課題への対応の仕組みを備え、かつ二酸化炭素の削減に係る費用対効果の高い取組に対し、再生可能エネルギー設備を導入する事業等に対する補助を実施。 <達成手段の目標> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 再生可能エネルギーの自立的普及を促進することにより、低炭素社会の実現に寄与する。						0058 【再掲】	

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 (平成28年度)	-	-	5,000 (1,032)	3,200	2	<p><達成手段の概要> 地方公共団体を対象とし、国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・見直し等を行うための調査・検討支援や、先進的・モデル的である全庁的なカーボン・マネジメントの取組を踏まえた省エネ設備の導入に対する補助を行うことにより実施。</p> <p><達成手段の目標> 国の地球温暖化対策計画に即した高い目標を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上及びPDCAを組み込んだ取組の強化・拡充並びに地方公共団体実行計画(事務事業編)に基づく率先的な公共施設の低炭素化の推進。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定率の向上。</p>	0059 【再掲】
地域における都市機能の集約及びレジリエンス強化を両立するモデル構築事業 (平成29年度)	-	-	-	100	1	<p><達成手段の概要> 都市機能の集約とレジリエンス強化を両立させる取組のモデル事例を構築することを目的として、当該取組を実施しようとする地方公共団体へ委託し、当該取組を実現するための事業計画の策定や実現可能性調査を実施するもの。</p> <p><達成手段の目標> 地球温暖化対策計画に即した地域の低炭素化と気候変動による影響を加味した防災・減災等が、都市機能の集約の拠点形成や土地利用の在り方の見直しとともに一体的に進められ、長期的な温室効果ガスの排出に係るロックインを回避できる低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 事業期間(平成29年度～31年度)に低炭素かつレジリエントな都市・地域づくりのモデル事例を各年度3件程度形成する。</p>	新29-0002 【再掲】
公害防止計画策定経費 (昭和45年度)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	1	-	<p><達成手段の概要> 公害防止計画策定地域について、公害防止計画の実施状況を把握するため、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を実施。</p> <p><達成手段の目標> 公害防止計画制度の効果的運用が図られ、公害防止計画と公害防止対策事業の推進により、著しい公害が改善されることを目的としており、公害防止計画策定地域における公害対策事業の実施状況等を的確に把握する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各年度の公害防止計画の実施状況を把握する等により、平成29年4月現在公害防止対策事業計画が策定されている21地域117市町村において公害防止計画制度の効果的運用と公害防止対策事業の推進が図られ、環境に配慮した持続可能な地域づくりの促進を図ることができる見込んでいる。</p>	0272
施策の予算額・執行額	6,184 (3,460)	6,534 (5,366)	14,374 (6,208)	11,633	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.『「地方公共団体」の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」	

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-38)

別紙1

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成				担当部局名	大臣官房 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	民間活動支援室長 佐藤 隆史				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の総合的向上						
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。			目標設定の考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章ほか)		政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
1 協働取組の実施数	15	25年度	90	29	17	34	51	67	90	-	-	抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に関する協働取組について、協働取組の過程を通じて具現化するとともに各主体が資源や創意工夫を最大限活用した協働を実施することにより環境問題の解決に資するため。 目標値の設定については、全国で確実に取組を進めるため、全国及び地方8ブロック毎に2事業ずつ合計17件とし、予算の制約があるため平成28年度は地方事業のみ16件とし、平成25年度開始のモデル事業として、環境教育等促進法の見直し時期にあわせ平成29年度を一つの区切りとする。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号	
	26年度	27年度	28年度	29年度								
地域活性化に向けた協働取組(1)組の加速化事業(平成25年度)	82 (81)	83 (82)	72 (72)	69	1	<達成手段の概要> 地域における課題解決等に向けた協働取組事業を公募して行うことにより、中間支援組織や各主体による協力・連携体制の強化を図る。 <達成手段の目標> 各地方パートナーシップオフィスが担当する地域において各2事業、地域を限定しない取組を1または2事業(平成27年度で終了)を実施し、協働取組のモデル事例としてガイドライン等にまとめることにより、協働取組の促進を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方8ブロックで2つ程度の協働取組事業を公募により実施することを通じて、各主体による協働・連携体制を構築する。					272	
地球環境パートナーシッププラザ運営(平成8年度)	74 (87)	96 (92)	72 (90)	71	-	<達成手段の概要> 「環境教育等促進法」第19条に基づく拠点として地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地球環境パートナーシッププラザの運営を通じて、環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地球環境パートナーシッププラザを拠点として、行政、NGO/NPO、企業等の各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。					273	
地方環境パートナーシップ(3)オフィス推進費(平成18年度)	151 (150)	171 (171)	128 (126)	128	-	<達成手段の概要> 環境教育等促進法第19条に基づく拠点として地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、広く国民、民間団体に対して環境教育や環境保全活動、協働取組等に関する情報提供、助言、交流等の場の提供を行う。 <達成手段の目標> 地方環境パートナーシップオフィスの活動を通じて、地域における環境NPO等による環境保全活動の促進を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地方環境パートナーシップオフィスを拠点として、地域における行政、NGO/NPO、企業等の各主体間の協働取組への支援、情報や意見の交換の場の提供、ホームページ等を通じた情報発信等を行うことにより、環境パートナーシップの形成を促進する。					276	
施策の予算額・執行額	307 (318)	350 (345)	272 (288)	268	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)						

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-39)

別紙1

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進				担当部局名	大臣官房 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境教育推進室長 永見 靖				
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。				政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上						
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成をする。				目標設定の考え方・根拠	・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム(実施計画)	政策評価実施予定時期	平成30年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1 教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	-	-	150	毎年度	150	150	150	150	150	150	150	主に学校における先導的人材の育成状況を把握する指標として適切と考えた。都道府県ごとに小学校、中学校、高校から1名程度の参加を見込み、目標を設定した。
2 環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	-	-	200	毎年度	-	-	500	500	200	200	200	企業における先導的人材の育成状況を把握する指標として適切と考えた。昨年度までは座学を中心としていたため、目標値を500としていたが、29年度からグループワーク方式に切り替えるため、人数を調整した。
3 環境教育推進室HPアクセス数	276,471	24	400,000	毎年度	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	環境教育に関する国の施策等の情報を総合的に発信するHPへのアクセス件数は、国民の環境教育への関心度を図るための指標として有効である。また、アクセス数の向上は効果的に情報発信・提供ができてきているかの評価の指標としても有効である。目標値の設定については、法改正を行った平成24年度の276,471件を基準に1.5倍の水準を当面の間維持することとした。
4 ESD関連フォーラム参加人数	-	-	750	毎年度	-	-	250	500	750	750	750	ESD活動の全国的な関心の高まりと活動の普及状況を把握する指標として適切と考えた。各地方環境事務所の管轄(8ブロック)ごとに人口比も勘案して80~100人程度の参加見込みとし、目標を設定した。
5 RCE拠点数の増加	-	-	190	平成31年度	126	136	146	156	166	176	180	平成24年6月(2012年)のRCE+20において「環境省イニシアティブ」を国連事務局に提出。国連大学が実施するESDプログラムに予算を拠出することにより、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点(RCE)のネットワーク化等国際協力を推進することとしており指標として適切と考えた。目標値の設定については、平成31年度までに約190の国・地域にそれぞれ少なくとも1箇所認定(平成24年度末116箇所が認定)することを目標とした。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度	29年度								
(1) 環境教育強化総合対策事業	245 (190)	252 (216)	80 (69)	69	1,2,3	<達成手段の概要> 学校、家庭、職場等で環境教育等の自発的な取組を促進するため、地域で先導的な役割を担う人材を育成するとともに、参考となる教材等の情報提供を行う。 <達成手段の目標> 国民、民間団体等における環境教育等の自発的な取組の促進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境教育・環境学習に関する総合的な施策の推進を通じて、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。					0275	

(2) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	—	37 (37)	218 (176)	227	3,4	<p><達成手段の概要> 複雑化した地域の環境課題に対応すべく、ESDの観点から多様な主体が参画する場作りを進めていく。</p> <p><達成手段の目標> 多様な主体が参画する場の増加。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 多様な主体が参画する場づくりを進めることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。</p>	0277
(3) 環境教育推進事業	6 (5)	5 (6)	5 (5)	5	3	<p><達成手段の概要> 環境カウンセラーに対して環境分野の最新の情報や技術に関する研修を実施し、その活動を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 環境カウンセラーによる市民活動や事業者に対する環境保全活動等に対する適切な助言活動等の支援を通じて、地域の環境保全活動の促進を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境カウンセラーの活動支援を通じて、地域の環境教育・環境保全活動の促進に資する。</p>	0277
(4) 国連大学拠出金	160 (160)	160 (160)	160 (160)	160	5	<p><達成手段の概要> 国連大学が進めるRCE事業やProSPER.Netの強化事業に対して拠出協力する。</p> <p><達成手段の目標> 世界規模でのESD推進を図り、国際社会への貢献を果たす。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> RCE事業やProSPER.Netへの拠出協力を通じて世界規模でのESD推進を図ることで、持続可能な社会づくりの担い手育成の加速化に資する。</p>	0274
施策の予算額・執行額	411 (355)	454 (419)	463 (410)	461	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他) ・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画</p>	